

指定地域密着型サービス

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護

重要事項説明書

知井ふれあいホーム
ひだまり

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護 重要事項説明書

1. 事業者の概要

- (1) 法人名 社会福祉法人 北桑会
- (2) 所在地 京都府京都市右京区京北上中町宮ノ下2番地
- (3) 電話番号 075-854-1002
- (4) 代表者氏名 理事長 溝口 武美
- (5) 設立年月日 昭和56年9月14日

2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類

指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護
令和5年4月1日 指定第2693400091号

(2) 事業所の目的

事業者は介護保険法令の趣旨に従い、利用者が有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るように必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的として、利用者に対し小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護を提供します。

(3) 事業所の名称 知井ふれあいホーム ひだまり

(4) 事業所の所在地 京都府南丹市美山町中勘定10番地

(5) 電話番号 0771-77-0080

(6) 管理者氏名 小野 朋子

(7) 事業所の運営方針

- ① 事業所は、利用者が要介護状態等になった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活上の世話及び機能訓練を行います。
- ② 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った介護福祉サービスの提供に努めます。
- ③ 事業所は、事業の運営に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係行政機関、他の居宅サービス事業所その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する事業所との連携に努めます。

(8) 開設年月日 令和5年4月1日

(9) 通常の事業の実施地域 南丹市美山町全域

(10) 営業日、営業時間及び利用定員

営業日	月曜日～日曜日
営業時間	0:00～24:00
サービス 実施時間	通いサービス 9:00～16:30 宿泊サービス 16:30～9:00
利用定員	登録定員 25名 通いサービス 15名 宿泊サービス 5名

3. 職員の配置状況 <以下の職種を配置しています。>

職 種	常 勤	非常勤	兼 務	指定基準	資格保有等
① 管理者	1名		1名	1名	
② 介護支援専門員	1名		1名	1名	社会福祉士・介護福祉士
③ 介護職員	3名	4名		1名	介護福祉士 2名
④ 看護職員		2名		1名	

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
① 管理者・介護支援専門員	8:30～17:30
② 看護職員	8:30～17:30
③ 介護職員	日勤 8:30～17:30 夜勤 17:00～10:00

4. 事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

・通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスにおいて以下のサービスを提供します。

【通いサービス】

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

- ① 食事 食事の提供及び介護を行います。
- ② 入浴 入浴または清拭を行います。
- ③ 排泄 排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した介助を行います。
- ④ 機能訓練 利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。
- ⑤ 健康チェック 血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。
- ⑥ 送迎サービス ご希望により、居宅と事業所との間の送迎を行います。

【訪問サービス】

利用者の居宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上のサービスを提供します。

【宿泊サービス】

事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

(2) 介護保険の対象となる利用料金

下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた額を（自己負担額）をお支払いください。上記サービスの利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります。

【介護予防小規模多機能型居宅介護】（1月につき）

	要支援 1	要支援 2
① 基本料金	3,450	6,972
② サービス提供体制強化加算Ⅱ	640	
③ 総合マネジメント強化加算	800	
初期加算	30（1日）	
特別地域加算	※所定単位に 150/10000 を乗じた額	
介護職員処遇改善加算Ⅰ	※所定単位に 149/10000 を乗じた額	
<ul style="list-style-type: none"> ・利用料金は1単位10円で計算されます。 ・収入に応じてサービス費の自己負担額が1割・2割・3割となります。 		

【小規模多機能型居宅介護】（1月につき）

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
① 基本単位	10,458	15,370	22,359	24,677	27,209
② サービス提供体制強化加算Ⅱ	640				
③ 総合マネジメント強化加算	800				
初期加算	30（1日）				
特別地域加算	※所定単位に 150/1000 を乗じた額				
介護職員処遇改善加算Ⅰ	※所定単位に 149/1000 を乗じた額				
<ul style="list-style-type: none"> ・利用料金は1単位10円で計算されます。 ・収入に応じて介護サービス費の自己負担金が、1割、2割、3割となります。 					

- * 利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- * 利用者に提供する食事の材料にかかる費用は別途いただきます。
- * 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

(3) 介護保険の対象とならないサービス（契約書第5条、第7条参照）

① 食費（食材料費・おやつ代を含む）

利用者に提供する食事にかかる費用です。

② 通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施区域以外の地域にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、その送迎費用として、別途料金をいただきます。

③ 外出ドライブ・レクリエーション活動

利用者の希望により外出ドライブやレクリエーション活動に参加していただくことができます。

④ 複写物の交付

利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には、実費をご負担いただきます。

⑤ 日常生活上必要となる諸費用実費（薬剤、紙おむつ等）

日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で、利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

<サービス利用料金>

サービス内容	費用（自己負担分）
① 食費	朝食 300 円・昼食 600 円・夕 600 円・おやつ 100 円
② 宿泊費	1 泊 2,000 円
③ レクリエーション活動	実費
④ 複写物	実費 白黒 15 円、カラー 50 円
⑤ 紙おむつ等使用料	実費

(3) 利用料金のお支払い方法(契約書第 7 条参照)

前記（1）の料金・費用は、サービス利用終了後に請求しますので、当日事業所にお支払いください。また、ゆうちょ銀行・JA の引き落としも可能です。

(4) 利用の中止、変更、追加(契約書第 8 条参照)

- ① 利用者は利用予定日の前に利用者の都合により、小規模多機能居宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、利用者はサービスの実施日の前日までに事業者申し出ることとします。
- ② 利用者が、利用の中止の申し出をされた場合は、取消料として食費をお支払いいただきます。但し、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- ③ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により、利用者の希望する期間にサービスが提供できない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

5. 契約時提出書類について

契約時、提出していただく書類は以下のものです。

- (1) 小規模多機能居宅介護サービス利用契約書・重要事項説明書
- (2) 健康保険証・身体障害者手帳の写し
- (3) 介護保険証の写し、介護負担割合証の写し

6. 緊急時の対応について

サービスの提供中に利用者の病状の急変等が生じた場合は、速やかに当該利用者の家族、主治医等への連絡を行うなどの必要な措置を講じます。

7. 事故発生時の対応について

- (1) サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

8. 苦情の受付について（契約書第22条参照）

当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

当事業所 相談窓口	苦情解決責任者 施設長 小東伸大 苦情解決副責任者 副施設長 酒田智 苦情受付責任者 管理者 小野朋子 受付時間 9：00～16：30 連絡先 電話 0771-77-0080 FAX 0771-77-0081
第三者委員	竹中織恵 市野浩子
京都府（南丹保健所）	電話番号：0771-62-4751 受付時間：平日9：00～17：00
京都府国民健康保険団体連合会	電話番号：075-354-9090 受付時間：平日9：00～17：00
南丹市役所高齢福祉課	電話番号：0771-68-0006 受付時間：平日8：30～17：15

令和 年 月 日

指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人 北 桑 会
理 事 長 溝 口 武 美

説明者職名 知井ふれあいホームひだまり 主任

氏 名

私は、本書面に基ついて事業者から重要事項の説明を受け、指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供開始に同意しました。

利 用 者 住 所 京都府南丹市美山町

氏 名 印

署名代行者住所

氏 名 印